



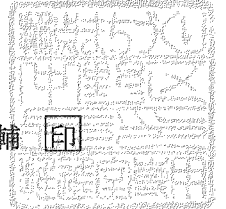
第4号様式（第4条関係）

19中拠拠第123号

平成19年5月24日

区政情報非公開決定通知書

中野区長 田中 大輔 印



平成19年5月12日に請求のありました区政情報の公開について、中野区区政情報の公開に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

公開することができない区政情報	「警大等跡地の有効活用を促進するための4者協議会」で示された財務省の見解「都市計画道路及び防災公園を全て開発者に整備させ区へ帰属させる案は、事業者（土地取得者）に過度な負担を求めるものであり、そのような条件で跡地を売却することは困難である」を受けて、中野区が開発者負担の原則に基づく立場について検討したこと、及びその検討内容を示す資料。
公開することができない理由	該当資料は存在しないため。
担 当	拠点まちづくり推進室 拠点まちづくり分野 中野駅周辺整備担当 電話番号：3389-1111 内線：5846 担 当：佐藤

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、中野区長に異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に中野区を被告として提起しなければなりません（訴訟において中野区を代表する者は中野区長となります。）。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内にこの処分に対する異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。